



やまなし

案 内

- ◇会長就任に当ってのご挨拶 ◇平成29年度通常総会開催
- ◇各専門部担当理事のご挨拶 ◇特別委員会設置
- ◇山梨SR経営労務センター平成29年度通常総会開催
- ◇年度更新研修会 ◇算定基礎研修会開催
- ◇無料相談集計結果報告 ◇行政等から ◇事務局だより
- ◇つれづれ ◇今後の予定 ◇会員の動き

発行 山梨県社会保険労務士会
 山梨県甲府市酒折1-1-11
 日星ビル2F
 TEL (055) 244-6064
 FAX (055) 244-6065
<http://www.y-sr.com>
 発行人 石原嘉彦



「青森県北津軽でのサンセット」

会長就任に当って

会 長 石 原 嘉 彦



平成29年度通常総会の議を経て、引き続き会長として、その職に携わることになりました。

これまでの4年間、会員の皆様から頂いたご協力とご支援に感謝致しますとともに、改めて、その任務を全うすることに責任の重さを痛感するところであります。

さて、社労士を取り巻く社会の情勢は目まぐるしい変化を見せていますが、課題はそこから生まれる様々なニーズに如何に対応出来るかであります。

ここでは、3つの課題について、お話し致します。

社労士制度は8度にわたる法改正により、業務領域は拡大し、制度への社会的認識も高まりつつありますが、いま、社労士がその真価を社会に問う大舞台が用意されようとしています。

それは政府が打ち出した「働き方改革」であります。この改革の目的は、企業の意識を改革し、併せて、労働者の働く意識の改革をも図ることにあります。

対象となる分野は多岐にわたり、専門性も高く、成果を上げることは容易ではありませんが、ニーズを的確に把握して、会員が労働法制の転換に寄与出来るよう諸事業に精

力的に取り組みたいと考えています。

次に、社労士制度創設50周年についてであります。

平成30年12月に制度創設50年を迎えますが、これは私どもの任期中における最大の行事であります。

制度の発展に尽力された先達の功績に思いを馳せるとともに、次なる50周年に向けての第一歩を祝うのに相応しく、記念事業を会員の皆様の知恵をお借りして、成功させたいと考えていますので、宜しくお願いします。

最後は、職業倫理についてであります。

昨年は、「社労士の不適切な情報発信」が社会から厳しく非難されましたが、職業倫理は士業者の行動の判断基準であります。

職業倫理の法規範性（してはいけないこと）と道徳規範性（しないほうがいいこと）とについて、すべての会員が理解し、このことについて日頃から会員相互が意思の疎通を図ることによって、「社労士会・社労士」は社会から国家資格者として高く評価されることになるのであります。

会員の皆様の「一致と協力」が私の「生気の風」の源であります。

このことを、申し上げて、就任の御挨拶といたします。

平成 29 年度 通常総会開催される



5 月 25 日、午後 13 時 30 分より平成 29 年度通常総会がベルクラシック甲府において開催された。総会は甲府支部斎藤武会員の司会進行により、辻武彦副会長の開会の言葉で開始され、先ず物故者の黙祷が行われた。石原嘉彦会長の挨拶に続き、来賓の山梨労働局長 木幡繁嗣さま、山梨県知事 後藤斎（代理）、甲府市長 樋口雄一（代理）から祝辞をいただいた。その後、巨摩支部安原裕司会員が議長に選任され、執行部から総会員 2 分の 1 以上の出席（総会員数 175 名に対し、出席者数 52 名、委任状 44 名、議決権行使書 40 名、計 136 名）により本会議が有効であるとの報告があり、議事に入った。

第 1 号議案「平成 28 年度事業報告書承認に関する件」

より第 7 号議案「役員改選に関する件」まで順次審議が行われた。質疑事項としては、事前通告によるものはなかったものの、会場からの質疑に対して執行部より回答がなされ全議案が原案どおり可決承認された。その後、新役員による平成 29 年度第 1 回理事会が招集され、正副会長を互選し新体制が始動した。

通常総会に引き続き平成 29 年度政治連盟定期大会が開催された。第 1 号議案「平成 28 年度事業報告書承認に関する件」より順次審議が行われ、第 5 号議案「役員改選に関する件」までの審議が行われ全議案が原案通り可決承認された。その後、通常総会式典が開催され会長挨拶に始まり、新規入会者の紹介、来賓祝辞、祝電披露などが行われた。式典終了後には会場を移し交流会が実施された。全国社会保険労務士会連合会 大西建造会長、甲府年金事務所 峰一史さまをはじめ来賓を交え多くの会員が交流を深め、有意義な時間を過ごした。



平成 29・30 年度 役員分担

山梨県社会保険労務士会

◎主 ○副

会 長 石原 嘉彦
副会長 辻 武彦
 望月久雄
 井上 岳
総 務 (担当副会長 辻)
 ◎ 大堀 春男
 ○ 中山 治男
 ○ 早川 朋子
 ○ 八卷 俊道
 事務局長(代行)
 石原 嘉彦
経 理 (担当会長 石原)
 ◎ 加藤 正貴
教育・研修
 (担当副会長 井上)
 ◎ 中村 仁
 ○ 大堀 春男
 ○ 中山 治男
 ○ 松田 朋子
 研修委員 小野 理絵
 金井麻之美

五味 恵
 杉浦 秀幸
 中込 晶子
 三井 倫実
 三宅 秀樹
 守屋 更織
調査・広報
 (担当副会長 望月)
 ◎ 八卷 俊道
 ○ 中山 治男
 ○ 深澤 忍
 ○ 松田 朋子
渉 外 (担当副会長 井上)
 ◎ 早川 朋子
 ○ 大堀 春男
業務監察委員会
 (担当副会長 望月)
 委員長 相田 敏夫
 早川 朋子
 八卷 俊道
苦情処理相談窓口担当
 (担当副会長 辻)
 辻 武彦
 相田 敏夫

監 事 大堀 春男
 清水 貴
 武井二三忠
 矢野 良彦
綱紀委員会 (担当副会長 辻)
 委員長 辻 武彦
 綱紀委員 入倉 光仁
 小澤 清治
 富永 弘徳
電子申請推進委員会
 (担当副会長 井上)
 委員長 松田 朋子
 深澤 忍
司法制度改革対策委員会
 (担当副会長 望月)
 委員長 望月久雄
 大堀 春男
 加藤 正貴
 八卷 俊道
総合労働相談所
 (担当副会長 望月)
 所 長 望月久雄
 副 中山 治男

講師等推薦委員会

委員長 大堀 春男
 (総 務)
 (教育研修) 中村 仁
 (渉 外) 早川 朋子

ホームページ委員会

委員長 八卷 俊道
 (調査広報)
 深澤 忍
 松田 朋子
 (総 務) 大堀 春男
 (経 理) 加藤 正貴
 (教育研修) 中村 仁
 (渉 外) 早川 朋子
 (事務局) 雨宮 茂由
 有賀 直子

山梨県社会保険労務士政治連盟

会 長 辻 武彦
副会長 石原 嘉彦
幹事長 加藤 正貴
監 事 清水 貴
 武井二三忠

通常総会において承認された理事による各専門部担当が決定しました。そこで、各部の部会運営基本方針などについてご寄稿をいただきました。

総務部

大堀 春 男

この度、総務部を担当させていただくことになりました。総務部の担当事項は多岐にわたっておりますが、社労士の円滑な運営と会員の皆さまへのサービス向上を念頭に置いて、責任を果たしていきたいと思っております。約2年間の任期となりますが、来年は社労士制度50周年の大きな節目の年でもあり、社労士の社会的地位の向上に少しでも貢献できるように職務を遂行していきます。会員皆様のご協力をお願いいたします。

経理部

加藤 正 貴

会員の皆様こんにちは。経理部長を拝命致しました郡内支部の加藤正貴です。経理部と言えばお金の管理が主務ですが、何と言っても会員にとって「支出」となる会費の徴収がうまくいくかどうかを経理部としては関心のあるところです。

幸い山梨会は期限内での未納は少ないようですがこれからも県会の運営にとって基本中の基本であります会費の支払いに関しては早めの納付をよろしくお願い致します。

又、政治連盟の会費も上半期に払込用紙が一緒に同封されます。「政治」というとちょっと引いてしまう会員もいらっしゃるかもしれませんが、私たち社労士の業態を守り充実させていくためにも「政治」との関わりが必要です。積極的に社労士制度に理解ある議員への支援までは求めませんが、会費という形で政治連盟の活動を支援していただくことも一つの在り方だと感じています。是非ご理解の上未加入の方も来期以降会費の支援をよろしくお願い致します。

教育研修部

中村 仁

今年度より教育研修部長を拝命することとなりました、巨摩支部 中村 仁と申します。今年度については公私共に非常に多忙であることから、本職について何度もお断りをさせて頂いた経緯もありましたが、県会からの強い意向を受け、お受けさせて頂くこととしました。上記のような状況から、私自身も本職に時間を割くのが難しい為、例年通りの委員の体制で運営していく事が難しいと考え、今回は例年よりも多くの委員の皆様を選任させて頂き、皆で協力しながら運営を進めていきたいと思っております。非常に重責な仕事と感じておりますが、会員の皆様の為、出来る範囲で取り組んで参りますので宜しくお願いいたします。

調査・広報部

八巻 俊 道

今期より調査広報部を担当することとなりました。調査・広報部では、「社会保険労務士無料相談会の実施」や情報発信媒体としての「会報：社労士やまなしの発行」「山梨県社会保険労務士会ホームページの運用」などを行っています。

これからの2年間の活動ですが、現在の事業を確実に遂行するとともに、社会保険労務士の活躍を、一人でも多くの方に知っていただけるよう、事業内容の充実を図っていきたくと考えております。是非とも会員の皆様のご指導並びにお力添えをお願いいたします。

渉外部

早川 朋 子

今期より渉外部を担当することになりました。渉外部の活動は、十士会合同無料相談会の開催をはじめ、弁護士、中小企業診断士との合同研究会である三士会研究会があります。私たち社会保険労務士の知名度を高める良い機会がありますので、一生懸命務めさせていただきます。さらに、甲府年金事務所との意見交換会も年4回程度予定しております。意見交換を通じ、少しでも社労士業務へ寄与できるよう取り組んで参ります。会員の皆様からのご意見をお寄せいただくとともに、何卒お力添えいただきますようお願い申し上げます。

総合労働相談所 社労士会労働紛争解決センター山梨(ADR)

望月 久 雄

平成25度からADR担当になり4年間を振り返ってみました。

改めて「ADR」の困難さを思い知らされました。労働者側からの相談は、解雇、雇止め、パワハラ等ありますが、必ず「あっせん」に結び着く事案ばかりではありません。労働者側の感情が先に出て、争点整理がしにくい事案や、裏付けの証拠不足の事案等です。

そして、申立書(原告)を記入し相手方(被告)に送付すると、会社側は、「あっせん」を拒否し不調になります。誠に残念ですが、対応に苦慮しています。是非会員皆様のお知恵をお借りしたいと思います。宜しくお願いします。



平成 29・30 年度特別委員会

委員会名	委員長・委員	適 用
労働条件推進委員会	委員長 土屋 富 治	1. 地方自治体に対し労働条件審査導入に関する理解を求め る必要がある為
学校教育プロジェクト (SSS)	代 表 加藤正貴 代表代理 坂本茂幸 守屋更織	1. 社会的に学校教育の場における労働社会教育の必要性が 高まっている為
街角の年金相談センター 設立準備委員会	委員長 辻 武彦 委 員 大堀春男	1. 街角年金センターの早期設立に向けて促進活動を行う為 2. WM操作に精通した一般年金相談員確保が求められてい るため年金マスター研修を計画実施する

山梨SR経営労務センター 平成29年度通常総会開催

山梨SR経営労務センターの平成29年度通常総会が、6月29日にリバース和戸で委任状を含め57名の出席で行われました。来賓として石原会長の代理で挨拶に立った望月久雄副会長は、議案書を見るとSRの事業は順調で事業所や事業主の数が伸びている、社労士会は会員数が伸びていないので今後増やしていきたい、などと話されました。

総会では、平成28年度の事業報告と収入支出の決算、平成29年度の事業計画と収入支出の予算が提案され承認

されました。質疑の中では昨年行われた全国交流会の内容について質問が出され、SR設立当初の苦労話が多く語られたこと、社労士会や労保連との連携や電子申請の取り組み状況について各県から出し合ったことなどの報告がありました。

総会では役員の改選も行われ、向こう2年間の役員について提案され承認されました。新役員は以下の通りです。

- 会 長 相田敏夫
- 副会長 富永弘徳 安原裕司
- 理 事 入倉光仁 阪口憲弘 辻 武彦
仲村清俊 萩原 力 早川朋子
平田まゆみ
- 監 事 高岡伸次 野崎行廣

算定基礎研修開催

平成29年6月21日午後1時30分より、県立青少年センター多目的ホールにおいて日本年金機構甲府年金事務所厚生年金適用調査課長、依田康弘氏を講師にお招きし、平成29年度社会保険算定基礎に関する業務研修会を実施しました。

冒頭「平成29年度版 社会保険の手引」を用いて、厚生年金保険・健康保険の適用拡大、被保険者資格の取得基準の明確化等、本年度のトピックを挙げて頂きました。

続いて、算定基礎届に関する実務上の注意点を御説明頂きました。その中で平成28年10月からの東京・山梨事務センター広域集約化の影響が様々出てきている点についてのお話があり、東京へ届出されたものについて、山梨側での処理の遅れが問題となる事例が出ており、年金事務所側としても、確実に処理を進めたい内容等については出来るだけ直接窓口での申請をお願いしたいということでした。

年金事務所側の算定基礎届の処理自体も、例年かなりタイトなスケジュールの中で進めていたことに加え、事務センターの体制の変更の影響で処理がかなり遅れる懸念もある為、社労士による代行の場合であっても、出来るだけ7月中の

申請に協力を頂きたいというお話でした。

その他、例年通り行われる定時決定時調査の概要、算定基礎届関係における留意事項の説明がなされました。説明終了後も会員からの質疑も時間いっぱいまで行われ、充実した研修内容となりました。

参加人数：会員及び会員事務所職員等 78名

年度更新研修開催

4月26日、13時45分より県立青少年センター多目的ホールにて労働保険年度更新研修が行われた。

山梨県社会保険労務士会 石原 嘉彦会長の開会挨拶に始まり、研修①「平成29年度の労働保険年度更新について」として山梨労働局労働保険徴収室費用徴収専門官 三枝武様から年度更新申告における確認事項や変更点などの注意点について丁寧な説明をいただいた。続いて、研修②「雇用環境・均等室からのトピックス」と題し、山梨労働局雇用環境・均等室室長補佐 相馬立己様から、研修③「事業場における治療と職業生活の両立支援のために」と題して、独立行政法人労働者健康安全機構山梨産業保健総合支援センター副所長 鈴木公子様より研修議題に関する詳細な説明をいただいた。最後に、山梨県社会保険労務士会 辻武彦副会長の閉会の挨拶にて、研修は予定通りに終了した。



平成28年度 社労士会無料相談会集計結果報告

山梨県社会保険労務士会では、社会保険労務士による社会貢献と社会保険労務士の業務活動内容の広報を目的に、無料相談会を実施しています。

会員の方々の無料相談会に対するご理解とご協力により、例年、多数の無料相談会が実施されています。

甲府支部では毎月第2・第4日曜日に甲府市役所において、巨摩支部では毎月第1金曜日、第3水曜に定例で実施しています。郡内支部、峡東支部においては社労士推進月

間等を実施されています。さらに県民の日、社労士月間にはイベントとしても実施しています。

昨年度の無料相談会の実施状況は以下の表のとおりです。「年金に関する相談」が33%と一番多く、続いて「健康保険に関する相談」が18%となっています。会場別では、甲府支部が全体の44%、巨摩支部が31%を占めています。

今年度も例年通無料相談会を実施していく予定です。会員の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

平成28年度 社労士会無料相談会集計結果報告

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
1	賃金に関すること	8	0	1	0	7	2	4	0	0	1	1	1	25	14%
2	年金に関すること	7	5	1	3	3	5	11	12	2	2	6	4	61	33%
3	健康保険に関すること	4	1	1	3	3	2	4	7	1	1	6	0	33	18%
4	雇用保険に関すること	1	0	1	0	1	1	1	2	1	0	1	0	9	5%
5	労災保険に関すること	0	1	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	3	2%
6	解雇に関すること	0	2	0	0	0	1	0	0	0	1	0	0	4	2%
7	労働に関すること	1	0	1	1	0	2	5	3	3	1	4	1	22	12%
8	その他	2	1	0	0	3	3	3	3	2	4	3	2	26	14%
9	項目計	23	10	6	7	17	16	29	27	9	10	21	8	183	100%
10	人数計	16	7	4	6	13	12	29	20	8	5	16	15	151	

※その他項目は、パワハラ、セクハラ、助成金、社労士業務等

(相談会場別件数)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	%
1	甲府支部	11	4	6	2	7	8	11	10	2	3	13	3	80	44%
2	巨摩支部	2	5	0	5	10	8	2	5	5	2	8	5	57	31%
3	イベントの無料相談会	10	0	0	0	0	0	16	10	0	0	0	0	36	20%
4	総合労働相談	0	1	0	0	0	0	0	2	2	5	0	0	10	5%
5	項目計	23	10	6	7	17	16	29	27	9	10	21	8	183	100%

(イベント)

(郡内支部)

(社労士制度推進月間)
(県民の日)

(中小企業組合祭り)

(相談を知った方法)

1 新聞記事	3人	2 市の広報	47人	3 ポスターチラシ	1人	4 友人・知人	2人	5 ホームページ	41人
6 ラジオ放送	0人	7 通りかかって	34人	8 館内放送	13人	9 その他	11人		

※相談会への来訪者別にみると、2の広報は、60歳代が多く、5のホームページは、若年層が多い。

行政等から

労働局からのお知らせ

監 督 課

(055) 225-2853

平成 16 年 3 月に策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」が改定され、平成 29 年 1 月 20 日に、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」が、策定されています。

☆ガイドラインの主なポイント

- 使用者には労働時間を適正に把握する責務があります。
- 労働時間の適正な把握を行うべき対象労働者は、管理監督者等労働基準法第 41 条に定める者及び事業場外労働・裁量労働のみなし労働時間制が適用される労働者を除くすべての者です。

なお、本ガイドラインが適用されない労働者についても、健康確保を図る必要があることから、使用者において適正な労働時間管理を行う責務があります。

労働時間の考え方

- 労働時間とは使用者の指揮命令下に置かれている時間であり、使用者の明示又は黙示の指示により労働者が業務に従事する次のような時間は労働時間に当たります。

①着用義務のある所定の服装への着替えなどの準備行為、②業務に関連した清掃等の後始末、③労働から離れることが保障されていない待機時間（手待時間）、④参加が義務付けられている研修・教育、⑤使用者の指示による業務に必要な学習

また、これら以外の時間についても、使用者の指揮命令下に置かれていると評価される時間は労働時間として取り扱ってください。

労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置

- 使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録しなければなりません。

原則的な方法は、①使用者が自ら現認すること、②タイムカード、ICカード等の客観的な記録を基礎として確認し、適正に記録することですが、

やむを得ず自己申告制で労働時間を把握する場合には、①自己申告制の適正な運用等ガイドラインに基づく措置等について、十分な説明を行うこと、②申告のあった労働時間と入退場記録等に著しいか離がある場合には実態調査を実施し、所要の労働時間の補正を行うこと等の措置を講ずる必要があります。また、③申告できる時間数の上限を設ける等、適正な自己申告を阻害する措置を講じてはいけません。

- また、使用者は、労働者ごとに、労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を賃金台帳に適正に記録しなければなりません。

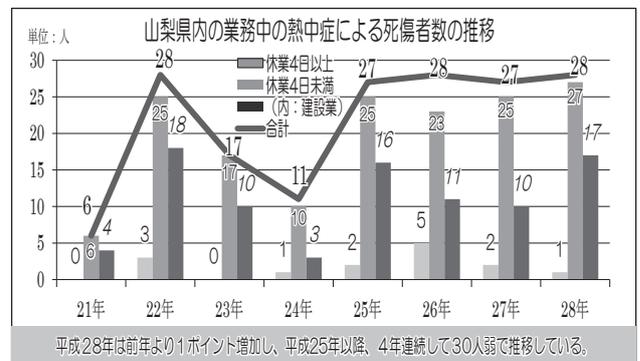
健康安全課

(055) 225-2855

熱中症を予防しましょう!!

山梨県内において熱中症により病院へ搬送され、業務上疾病の認定を受けた方は、平成 28 年は 28 名（休業 4 日未満 27 名、4 日以上 1 名）と前年の 27 名（休業 4 日未満 25 名、4 日以上 2 名）を上回り、製造業では減少したものの、建設業が大幅に増加しました。

直近では 4 年連続して 30 件弱と、記録的猛暑であった平成 22 年の 28 件に迫る発生状況となっており、屋外作業において多く発生していますが、製造業、旅館業等の屋内作業でも約 2 割発生しています。



厚生労働省では、労働災害防止団体などと連携の下、職場における熱中症の予防のため

「STOP！熱中症 クールワークキャンペーン」を展開し、重点的な取組を進めています。

●実施期間

平成 29 年 5 月 1 日から 9 月 30 日まで

準備期間 4 月、重点取組期間 7 月

H29.4 月 準備期間	5 月	6 月	7 月 重点取組期間	8 月	9 月
-----------------	-----	-----	---------------	-----	-----

●主唱

厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全国警備業協会

●協賛 公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会

●後援 農林水産省、国土交通省

詳細は、健康安全課 (055-225-2855)

までお問い合わせください。

行政等から

山梨労働局では、「STOP！転倒災害プロジェクト」に取り組んでいます！

山梨県内の休業4日以上死傷者数は、平成20年以降、「転倒災害」がトップを占める状況が続いており、平成26年には、全災害中で占める割合が28.3%と過去最高となりました。

平成27年1月から、「STOP！転倒災害プロジェクト2015」に取り組んだこと等により、平成27年の全死傷者数755人のうち、転倒災害によるものが166人(22.0%)と減少したものの、平成28年には188人(25.3%)と再度増加に転じました。

全国的にも、全死傷災害の中で「転倒災害」が23%と最も件数が多いことから、各事業場においては、職場の転倒災害防止対策を進めていただくとともに、下表のチェックリストを活用した総点検を行い、職場環境の改善を図ってください。

チェック項目		<input checked="" type="checkbox"/>
1	通路、階段、出口に物を放置していませんか	<input type="checkbox"/>
2	床の水たまりや氷、油、粉類などは放置せず、その都度取り除いていますか	<input type="checkbox"/>
3	安全に移動できるように十分な明るさ(照度)が確保されていますか	<input type="checkbox"/>
4	転倒を予防するための教育を行っていますか	<input type="checkbox"/>
5	作業靴は、作業現場に合った耐滑性があり、かつちょうど良いサイズのものを選んでいませんか	<input type="checkbox"/>
6	ヒヤリハット情報を活用して、転倒しやすい場所の危険マップを作成し、周知していますか	<input type="checkbox"/>
7	段差のある箇所や滑りやすい場所などに注意を促す標識をつけていますか	<input type="checkbox"/>
8	ポケットに手を入れたまま歩くことを禁止していますか	<input type="checkbox"/>
9	ストレッチ体操や転倒予防のための運動を取り入れていますか	<input type="checkbox"/>

チェックの結果はいかがでしたか？ 問題のあったポイントが改善されれば、きっと作業効率も上がって働きやすい職場になります。

どのように改善するか「安全委員会」などで、全員でアイデアを出し合いましょう！

労働保険徴収室

(055) 225-2852

労働保険の未手続事業一掃対策に御協力を！

労働保険(労災保険・雇用保険)制度は、昭和50年に全面適用となってから既に40年余りを経過し、その間に適用事業場数は着実に増加し、平成27年度末現在では約312万事業に達していますが、現在においても相当数の未手続事業が存在しているとみられます。

このことは、労働保険制度の健全な運営、費用の公平負担、労働者の福祉の向上等の観点から極めて重要な課題であることから、早急な未手続事業の解消のため山梨労働局では、労働保険の「未手続事業一掃対策」に積極的に取り組むとともに、労働保険制度の周知・啓発活動を行っています。

未手続事業の解消については、的確な把握、訪問による手続き指導を行うほか、自主的に保険関係の成立(加入)手続きを取らない事業主に対しては、職権による成立手続きを行うこととします。

会員各位の皆様におかれましては、労働保険制度へのなお一層の御理解をいただき、周知・広報に御協力をお願いいたします。

また、成立手続きに応じようとする事業主を把握した場合には、当室(055-225-2852)あて情報提供をお願いするとともに、労働保険の御相談・お問い合わせは、当室または最寄りの労働基準監督署、ハローワークに気軽にお尋ねください。

賃 金 室

(055) 225-2854

山梨県の最低工賃が改正されました

山梨県電気機械器具製造業最低工賃

1 適用する家内労働者

山梨県内で、電気機械器具製造業に係る業務に従事する家内労働者

2 適用する委託者

前号の家内労働者に電気機械器具製造業に係る業務を委託する委託者

3 最低工賃額 下表のとおり

品 目	工 程		規 格	金 額
ビニル線	端末加工	より及び予備はんだ付け	しん線の断面積が0.3平方ミリメートル以上2.0平方ミリメートル以下のもの	1か所につき50銭
コイル	からげ	1か所につき、4回以内からげで切るものに限る	線径0.3ミリメートル以上1.2ミリメートル以下のもの	1か所につき77銭
コネクター	差 し	リード線の端末に取り付けられた端子をコネクターに差し込むことをいう		1端子につき47銭

4 効力発生の日 平成29年5月5日

詳しくは、最寄りの労働基準監督署または、山梨労働局賃金室(055-225-2854)にお尋ね下さい。

行政等から

年金事務所からのお知らせ

算定基礎届の提出はお早めに

算定基礎届の提出は7月10日までが法定提出期限となっておりますが、できるだけ7月中の提出にご協力をお願いいたします。今年度の最終提出期限は8月10日(木) (郵送) ですが、東京広域事務センターへの郵送をお願いします。

また今年度より、決定通知書を社会保険労務士事務所等へ別送を希望される場合は、「決定通知書等の別送『登録・解除・変更』申請書」の提出が必要となりました。昨年度までの返信用封筒を算定基礎届等に添付する取り扱いが変更されましたのでご注意ください。

なお、申請書が必要なときは、事務所を管轄する年金事務所へお問い合わせください。

定時決定調査を行います

甲府・竜王・大月の各年金事務所では、今年度も7月から8月にかけて、一部の事業所を対象として「算定基礎届の定時決定時調査」を実施します。調査通知に指定された日時に、指定の会場で貸金台帳等と合わせて提出をお願いいたします。調査に該当した事業所様へは、6月に調査通知を郵送しております。

「わたしと年金」エッセイ募集

日本年金機構は、厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置付け、様々な取組を行っています。

「ねんきん月間」の間中は、皆さまに公的年金制度に対する理解を深めていただくための啓発活動を展開し、全国各地で年金出張相談などを開催します。

この取組の一環として、広く皆さまから公的年金をテーマにしたエッセイを募集します。

公的年金の大切さや意義を、皆さまと一緒に考えていきたいと思いますので、ふるってご応募ください。

○テーマ 公的年金の大切さ、応募者ご自身や身近な方と公的年金とのかわり、公的年金についてのあなたの考えなど、なんでも結構です。

○応募締切 平成29年9月4日(月) 消印有効

○募集要項

日本語で1,000～2,000文字以内

氏名、ふりがな、年齢、性別、住所、電話番号、職業または所属(会社名、学校等)を明記してください。

内容は応募者本人が創作したもので、未発表のものに限ります。

応募作品は返却しません。

○発表 受賞作品は日本年金機構ホームページに全文を

掲載する(11月下旬予定)他、日本年金機構が発行する刊行物への掲載等を行います。

受賞作品の著作権は日本年金機構に帰属します。

受賞者の氏名、年代、性別、住所他の都道府県を公表します。

○提出先・お問い合わせ先

日本年金機構 相談・サービス推進部

サービス推進グループ わたしと年金 担当

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西3-5-24

03-5344-1100 (代表)

詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

全国健康保険協会(協会けんぽ)からのお知らせ

(055) 220-7750

被扶養者状況リストの提出はお済みですか?

協会けんぽでは、健康保険法施行規則第50条に基づき、健康保険の被扶養者認定状況の再確認を実施しています。

平成29年5月下旬よりお送りしている「被扶養者状況リスト」により、被扶養者資格を確認していただき、返信用封筒にて被扶養者状況リストを返送していただいております。

提出期限は平成29年7月31日です。

この再確認は、保険料の負担軽減につながる大変重要な事務ですので、ご理解とご協力をお願いいたします。

マイナンバー制度による情報連携の開始について

平成29年7月中旬(※)からは、高額療養費などの以下の申請において、非課税証明書等の添付書類が必要となる場合に、申請書等にマイナンバーの記入をお願いいたします。マイナンバーから行政機関と情報連携(非課税であるかの確認)を行います。

ご迷惑をおかけしますが、7月から3か月程度は情報連携の試行運行期間となり、情報連携の結果と添付書類の内容に相違がないかなどを確認しますので、引き続き従来と同様に添付書類の提出をいただきますようお願いいたします。なお、本年秋頃には本格運営が開始され、一部の添付書類が不要になる予定です。

(※) マイナンバー制度による情報連携の開始日は7月18日が想定されておりますが、情報連携の開始日や試行運用の取扱いに関する情報は、厚生労働省のホームページをご覧ください。

《申請書にマイナンバーをご記入いただくことにより情報連携を行う申請》

- ・高額療養費の申請(低所得者のみ)
- ・高額介護合算療養費の申請(低所得者のみ)
- ・基準収入額適用申請
- ・食事及び生活療養標準負担額の減額申請(低所得者のみ)

行政等から

生活習慣病予防健診受診後の 保健指導情報の共同利用について

協会けんぽでは、保健指導を通じて加入者の皆様の健康管理及び健康増進を図るため、保健師・管理栄養士が事業所にお伺いし、生活習慣病のリスクがある方に、生活習慣病の予防のためのサポート（保健指導）を行っています。

保健指導を行うにあたり、従業員の個人情報（対象者のお名前、特定保健指導支援コース）について事業所にお知らせし、保健指導の日程調整等をしていただくために、それらの情報を共同利用します。

このため、生活習慣病予防健診の申し込みをされた事業所に、共同利用について、また、保健指導の実施についてご理解・ご協力をお願いする通知をお送りしております。

◎保健指導は、健康保険法及び高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて行われています。これまでご協力いただいておりますが、個人情報保護法が改正され、個人情報の取り扱いがより厳格化されたことに伴い、改めてお知らせするもので、新たなご対応をお願いするものではございません。

（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構からのお知らせ
(055) 242-3723

第37回山梨県障害者技能競技大会のご案内 (アビリンピックやまなし2017)

【日時】平成29年10月1日(日) 午前9時～午後3時
*競技は午前中の予定です。

【会場】ポリテクセンター山梨(甲府市中小河原町403-1)



【主催】独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部、山梨県

【後援(順不同)】山梨労働局、山梨県教育委員会、山梨県障害者福祉ふれあい会議、山梨県経営者協会、山梨県職業能力開発協会、山梨県技能士会連合会、NHK甲府放送局、山梨日日新聞社・山梨放送、テレ

ビ山梨、一般社団法人山梨県ビルメンテナンス協会
【併催イベント】山梨大学落語研究会による落語講演・日本赤十字社山梨県支部による防災啓発イベント等(午前12時～午後2時 予定)
パンやお菓子の販売。
その他、楽しいイベントを計画中です。
ぜひご来所ください。

http://www.jeed.or.jp/location/shibu/yamanashi/19_ks.html
(山梨支部HP)

大会事務局

(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構山梨支部

高齢・障害者業務課

「65歳超雇用推進助成金」のご案内

この助成金制度は、生涯現役社会の実現に向けて、65歳以上への定年引上げ等や高齢者の雇用環境整備、高齢者の有期契約労働者を無期雇用に転換した事業主に対して助成するもので、高齢者の雇用推進を図ることを目的としています。

I 65歳超継続雇用促進コース

65歳以上への定年引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入のいずれかを導入した事業主に対して助成を行うコースです。

【支給額】

定年引上げ、定年の定め廃止:20万円～145万円 継続雇用制度の導入:10万円～95万円

II 高齢者雇用環境整備支援コース

高齢者向けの機械設備の導入や雇用管理制度の整備等について、措置を実施した事業主に対して費用の助成を行うコースです。

【対象となる措置は以下の通りです。】

- (1) 高齢者向けの機械設備、作業方法、作業環境の導入・改善
- (2) 高齢者の雇用管理制度の整備

【支給額】

措置に要した費用の60%＜75%＞（中小企業以外は45%＜60%＞）と1年以上雇用されている者であって60歳以上の雇用保険被保険者のうち、「措置の対象となる人数×28.5万円～36万円」を比較して、少ないほうの額を支給します(企業規模問わず1,000万円が上限です)。

III 高齢者無期雇用転換コース

50歳以上かつ定年年齢未満の有期契約労働者を無期雇用に転換させた事業主に対して助成を行うコースです。

【支給額】

対象労働者1人につき48万円＜60万円＞（中小企業以外は1人につき38万円＜48万円＞）(限度額あり)

※＜＞内は生産性要件を満たした事業主に適用される数値



事務局だより

◆ 理事会報告 ◆

平成 29 年 5 月度理事会

平成 29 年 5 月 13 日(土) 9 時 30 分～

◆審議・報告事項

全国社労士会連合会、関東甲信越地域協議関係、他

- 1. 関東甲信越地域協議会春季定例会
4 月 13 日(木)～ 14 日(金) 日光市(栃木県)
正副会長出席
- 2. 労働局入札案件
下記の 2 件の契約を締結(4 月 20 日)
・平成 29 年度医療労務管理支援事業
・非正規雇用労働者待遇改善支援事業

◆各部からの審議・報告事項

総務部【審議・報告事項】

- 1. 通常総会関連の確認事項
日程、会場係分担、司会、議長、書記、議事録署名
人、来賓等を決定
- 2. 連合会、全国政連の代議員選出
連合会の平成 29 年度通常総会及び全国政連の平成
29 年度定期大会 6 月 30 日(金) パレスホテル東京
【決議】代議員に加藤正貴会員を選出(総会にて承認
を得て、連合会へ報告)
- 3. 関東甲信越地域協議会事務局長会議
4 月 13 日(木) 栃木県日光市 昌山職員出席

経理部【報告事項】

- 1. 平成 28 年度医療労務管理相談コーナー事業精算
4 月 26 日入金済
- 2. 平成 28 年度ワーク・ライフ・バランス推進コンサル
タント
5 月 10 日入金済み

教育・研修部【報告事項】

年度更新研修会
4 月 26 日(木) 午後 1:45～
青少年センター 60 名参加(会員 51 名)

調査・広報部【報告事項】

- 1. 会報 4 月 20 日号の発行
作成、配布に関して、調査・広報部員の御協力を得
て予定通り発行済み
- 2. 通年用ポスター及び年度更新・算定基礎届ポスター、
チラシ
社労士会から行政への依頼文書を作成、添付して労
働基準監督署、年金事務所等への配布

ホームページ委員会【報告事項】

相談コーナーのボタンの変更を依頼中(非正規と医療)

渉外部【報告事項】

十士会の第 1 回実務担当者会議の開催
4 月 24 日(月) 午後 3:00～ 山梨県司法書士会館
十士会相談会の日程等
・第 2 回実務担当者会議 8 月 3 日(木)
ベルクラシック甲府 午後 3:30～

・11 月 23 日(木・祝日) 甲府市総合市民会館 3 階
午前の部 10 時～ 12 時 午後の部 1 時～ 4 時

社労士会労働紛争解決センター山梨

新年度のあっせん委員候補者の募集: 総会後に予定

総合労働相談所

相談受付票の変更: 現相談員に内容を周知

◆委員会

○司法制度改革対策委員会

平成 29 年度特別研修の日程(変更)

- ①中央発信講義(山梨会)
9 月 23 日(土)、9 月 24 日(日)、30 日(土)、10 月 1 日(日)、
14 日(土) 5 日間
- ②グループ研修(東京)
10 月 15 日～ 11 月 2 日(土)、(日) 3 日間
- ③ゼミナール(東京)
11 月 17 日(金)、18 日(土)、25 日(土) 午前

○特別委員会

年金相談関連

四半期ごとの研修: 年金事務所で受講することを確認

肝炎患者・がん患者の就労支援

7 月初旬に、肝炎患者コーディネーターを対象とし
た研修を予定

◆その他(連絡事項等)

山梨県労働委員会公益委員候補者の推薦

郡内支部の赤池会員を推薦

平成 29 年 6 月度理事会

平成 29 年 6 月 3 日(土) 9 時 30 分～

◆各部からの審議・報告事項

総務部【報告事項】

- 1. 名刺の発行
会長、副会長及び関係部門と交渉する部長・委員
長(渉外部、教育研修部等)→谷必要な部は事務局へ
要求
- 2. 平成 29 年度社会保険労務士試験願書配布状況
配布は 5 月 31 日で終了 96 部配布(昨年度 100 部)

経理部【報告事項】

平成 29 年度上期会費納入依頼
6 月 1 日付で配布済み: 納期限 6 月 30 日

教育・研修部【報告事項】

平成 29 年度社会保険算定基礎研修
6 月 21 日(木) 午後 1 時 45 分～
県立青少年センター(甲府市川田町)

渉外部【報告事項】

甲府年金事務所との意見交換会

日時: 6 月 23 日(金) 午後 3 時～

場所: 甲府年金事務所 2F 参加希望者募集予定

社労士会労働紛争解決センター山梨

ADR 事業報告書、役員変更、総合労働相談件数等の
提出について(6 月末までに法務省厚生労働省に提出)

総合労働相談所

無料相談会の実績報告

事務局だより

◆委員会

○電子申請推進委員会

電子政府推進委員の推薦
甲府支部の松田会員を推薦

平成29年7月度理事会

平成29年7月7日(金) 午後3時～

◆審議・報告事項

総務部【審議・報告事項】

- 1. 秋の親睦旅行 9月9日(土)
- 2. 夏の事務局休暇
8月14日(月)、15日(火)、16日(水)の3日間
- 3. 事務室施錠工事
7月9日(日)午後 10日以降施錠→事務室への入室は原則禁止
- 4. 社労士名版の募集
7月3日募集案内、7月28日募集締切り

教育・研修部【報告事項】

- 1. 社会保険算定基礎研修会
6月21日(水) 午後1:45～
青少年センター 78名参加

- 2. 新人会員研修
10月ごろ実施予定

渉外部【報告事項】

年金事務所の意見交換会
6月23日(金) 甲府年金事務所 5名参加

社労士会労働紛争解決センター山梨

ADR 事業報告書、役員変更、総合労働相談件数等の提出 法務省、厚生労働省に提出済(6/16、6/21)

総合労働相談所

あっせん委員候補者
6月23日 運営委員会を開催し、決定(後日委任状を授与)

◆特別委員会

年金相談関連

ウィンドマシン OJT 研修
7月11日(火) 午後1時30分～ ピュア総合

肝炎患者・がん患者の就労支援

平成29年度山梨県肝炎予防普及啓発講習会
7月8日(土) 午後2時～

山梨県立大学 池田キャンパス

学校教育プロジェクト

模擬面接等県下10校実施予定



つれづれなるままに

第39回

石原郷士先生

今号は、巨摩支部所属の石原郷士先生に執筆していただきました。さてさて、どんなお話しでしょう？

「1日だけのペットロス」



去年の夏頃のお話しです。庭にいますと、どこからか犬の鳴き声が続いていて、用事が出て出かけ30分ほど帰ってくると、まだ鳴いています。どうしたのかなと思ひ、鳴き声のする方へ近寄ってみると、川の中で小犬が鳴いているのが見えました。川へ落ちて上がれないんだと思ひ、上へあげてやり、自分の家へ帰れとそのまま置きましたが、家へ戻るとまだ鳴き声が続きます。戻ってみると同じ所にそのままいます。足にケガをしたのかと思ひ、家に連れて来ましたが、連れてきて歩かせてみると普通に歩きます。小犬と言いましたがチワワのようで、とて

も自分で野良犬として生きていけそうに思えません。とはいえ、うちで飼うわけにはいかないと思いつつ、とりあえずリードと犬の餌を買いに行きました。リードに繋いで、飼い主はきつと近くにいると思ひ、散歩してみることにしました。行き会う人に聞いたりしましたがわかりません。とりあえず、その日は駐車場に繋いで寝ましたが、そのチワワが夜中に近所の犬と一緒に大きい声で吠えまくっています。何回も起きて、どうしたら鳴き止むかといろいろしましたがなかなか鳴き止みません。かごに米袋を敷いて寝かせましたらやっと鳴き止みました。

次の日、また、近所に散歩したりして飼い主を探しましたが見つかりません。そうこうしているうちに、近所にいる犬好きの従妹が来て、「私がまず家に連れて洗ってあげる。市役所に電話してみる。」と言ってくれました。ひとまず安心できましたが、いなくなると何か物足りなさを感じるのはなぜでしょうか。その晩、その従妹から電話がありました。飼い主が見つかったという電話です。従妹は小犬の写真を撮って、犬の散歩仲間にメールしたみたいです。その情報が回り回って飼い主がわかったようです。その翌日、飼い主が菓子折りを持って訪れました。小犬は名前がチャッピーで15歳のおばあちゃんですって。

～次号のバトンは、シークレットです。お楽しみに！～

会員の動き (H29. 4. 1 ~ H29. 7. 15)

入会

- H29. 4. 15 有泉 悠 (勤務・甲府支部)
- H29. 7. 1 澤登 春仁 (勤務・巨摩支部)
- H29. 7. 15 園川 陽太 (勤務・甲府支部)

変更

種別の変更

- H29. 5. 15 若月 幹雄 (開業・峡東支部→法人の社員・峡東支部)
かいじ社会保険労務士法人 代表
- H29. 6. 15 野澤 夏樹 (勤務・甲府支部→峡東支部)

事務所所在地の変更

- H29. 4. 1 八巻 俊道 (甲府支部)
甲府市下飯田 2-6-3
- H29. 4. 17 金井 麻之美 (峡東支部)
甲州市勝沼上岩崎 662
- H29. 6. 19 中込 総 (巨摩支部)
甲斐市龍地 3579-60

退会

- H29. 5. 3 内藤 和巳 (勤務・峡東支部) 逝去
- H29. 3. 31 柳澤 英久 (開業・巨摩支部)

個人会員 177名 (内訳:開業138名 法人の社員7名 勤務等32名)
法人会員 5法人



今後の予定

- 8月 3 日(木) 十士会相談会
第2回実務担当者会議
ベルクラシック甲府 午後3:30~
- 8月 5 日(土) 理事会
- 8月 14(月)、15日(火)、16日(水)
夏の事務局休暇
- 8月 19 日(土) ADR 研修
甲府市総合市民センター 13:30~
- 9月 2 日(土) 理事会
- 9月 9 日(土) 秋の親睦旅行
- 10月 7 日(土) 理事会

表紙の写真説明

「青森県北津軽でのサンセット」

私の嫁が青森県北津軽出身ということで嫁の実家から撮った1枚になります。山梨県は360度山に囲まれており早い時間に太陽が山に沈んでしまい、地平線に沈む太陽をみる機会はありません。写真にはあいにく写ってませんがすぐ左のほうには岩木山があり別名「津軽富士」と呼ばれております。山梨県では決してみることのできない日本の美しい夏の夕暮れの1枚として選んでみました。(深澤 忍)

編集後記

これから2年間、会報「社労士 やまなし」の編集を担当させていただくことになりました。編集委員全員が新規に選任された者であるため、会員の皆様からの指導、助言を承りながらより良い会報を作成・発行していきたいと考えております。宜しく願いいたします。また原稿執筆を

快く引き受けたださった会員の先生方には厚く御礼申し上げます。

編集委員 中山治男 深澤 忍 松田朋子 八巻俊道
調査・広報部担当副会長 望月久雄

社会保険労務士賠償責任保険制度 中途加入のご案内

保険期間 平成28年12月1日午後4時~平成29年12月1日午後4時 (1年間)

毎月中途加入 (毎月10日必着、補償期間は締切日の翌月1日午後4時~平成29年12月1日午後4時) 受付中
ご希望の方は取扱代理店までパンフレット、加入依頼書をご請求ください。

取扱代理店 **有限会社エス・アール・サービス ☎03-6225-4873**
引受保険会社 **東京海上日動火災保険株式会社 (幹事保険会社) (担当) 広域法人第二課 ☎03-3515-4153**
三井住友海上火災保険株式会社

※この保険は、全国社会保険労務士会連合会を契約者とする社会保険労務士賠償責任保険です。詳細は、ご加入後に加入者証とともに送付いたします保険約款によりますが、ご不明な点がございましたら取扱代理店または引受保険会社におたずねください。

有限会社エス・アール・サービスホームページ <http://www.sr-service.jp/>
社労士専用ページログインID: 2015sr パスワード: 4873hoken